

## 清須市総合型地域スポーツクラブ規約(案)

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 このクラブは、アルコ総合型地域スポーツクラブ(以下「クラブ」)という。

#### (事務局)

第2条 クラブは、事務局を愛知県清須市清洲2537番地清須市清洲勤労福祉会館内に置く。

### 第2章 目的および事業

#### (目的)

第3条 クラブは、あらゆる年代の会員が運動やスポーツに親しむことができる環境を整備し、会員相互の親睦を深め、健康の維持・増進を目指す。

#### (活動の種類)

第4条 クラブは、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1)子どもの健全育成を図る活動
- (2)成人の健康・体力づくりを図る活動

#### (事業)

第5条 クラブは、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)各種クラブ活動
- (2)各種スポーツ教室
- (3)各種イベント
- (4)各種研修会・講演会
- (5)会員相互の親睦を深めるための活動
- (6)その他クラブの目的達成のために必要な事業

### 第3章 会員

#### (入会資格)

第6条 クラブに入会できる者は、クラブの目的に賛同する者とし、入会後はクラブが定める規約を遵守する。

#### (入会手続き等)

第7条 クラブに入会を希望する者は、所定の手続きを行うとともに、会費を納入しなければならない。

(会費)

第8条 会費の額および納入方法については別に定める。既納の会費は、返還しない。

(会員の権利)

第9条 会員は、クラブの行うあらゆる事業に参加することができる。

(退会)

第10条 会員で、原則として年度会費を納入しない者は、退会とみなす。

第4章 役員

(種類および定数)

第11条 クラブには、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以内(うち会長1名、副会長1名、理事長1名、副理事長1名)
- (2) 監事 2名
  - 2 クラブに、顧問を置くことができる。

(役員を選任)

第12条 理事および監事は、総会において選任し、会長、副会長、理事長、副理事長は、理事の互選により決定する。理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第13条 会長は、クラブの会務を統括し、クラブを代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事長は、理事会を招集し、会務を推進する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 理事は、理事会を構成し、第5条に規定する任にあたる。

(監事の職務)

第14条 監事は、クラブの会務を監査する。

(役員任期)

第15条 クラブの役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

## 第5章 会議

### (会議の種類)

第16条 クラブの会議は、総会および理事会とする。

### (総会の構成)

第17条 総会は、会員をもって組織する。

### (総会の招集)

第18条 総会は、毎年1回会長が招集する。臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、会長が招集する。

### (理事会の招集)

第19条 理事会は、理事長が招集する。

### (会議の決議)

第20条 総会および理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

## 第6章 会計

### (経費)

第21条 クラブの経費は、会費、事業などによる収入、補助金、寄付金、協賛金、その他の収入をもってあてる。

### (管理)

第22条 クラブの経費は、事務局が管理する。

### (会計年度)

第23条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

## 第7章 責務

### (会員)

第24条 会員は、クラブの諸規定を遵守し、責任者および指導者の指示に従い、自己の責任において行動する。

### (クラブおよび指導者等)

第25条 クラブおよび指導者等は、会員の活動中の盗難、傷害等の事故に対しても一切の責任を負わない。

## 第8章 規約の改正等

### (規約の改正)

第26条 この規約は、総会出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。ただし、当分の間は理事会の決議によって改正することができる。

### 附則

本規約は、平成25年3月1日から施行する